

## ○ 関市自治基本条例の検証について（進め方、スケジュール）

### 1 進め方に関する市の考え方について

前回の審議会で、具体的な条文や項目から検討を進めるのか、あるいは、政策に関する条文（第24条～第27条）について確認する作業を進めるのか、どちらを優先するのかという意見がありました。

また、政策に関する条文については、そもそも条文を残したいのか、あるいは、削除したいのか、市の考えを示してほしい旨の意見がありました。

（※ 条文を削除するのであれば、今後を見据えて検証する必要がなくなるため。）

市としては、地域委員会、市民活動センターなどの政策に関する条文について、現時点では、これらの制度を運用する前提で様々な事業を進めていること、地域委員会の認定などの行政行為（に類する行為）の効果に与える影響が大きいことから、必要な規定であると考えております。

そのうえで、政策に関する条文の確認については、相当の議論が予想され、現状やこれまでの経緯、目的、効果の検証などを行うとなると、提言までにかかなりの時間がかかる可能性が考えられます。

したがって、関係人口、多様性、デジタル技術の活用など、社会情勢の変化に関する事項についての検討を優先して行い、中間的な提言をし、その後に、政策に関する条文の確認を行い、最終的な提言をするという進め方ができるとよいのではと考えております。

- 地域委員会、市民活動センターなど政策に関する条文については、市としては、必要と考えている。
- 条例の検討については、時間などを考慮すると、社会情勢の変化に関する事項を優先して検討し中間的な提言を行った後に、政策に関する条文を確認し最終的な提言を行うという進め方ができるとよい。

### 2 スケジュールに関する市の考え方について

市としては、令和8年度中に自治基本条例の検証に関する提言を受け、その後に条例の改正に取り組めるとよいと考えている一方で、政策に関する条文の確認に関しては、時間がかかる可能性があるとして認識しております。

そのため、まずは比較的検証がしやすい事項を優先して検証し、中間的な提言を受けたうえで、一部について先行して条例の改正を取り組みたいと考えております。

<スケジュール案>

R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3				
	→																
	社会情勢の変化に関する事項の検証（4～5回）																
								→									
							中間提言書の作成（1～2回）										
									→								
										中間提言書の提出							
									→ ※								
									政策の条文に関する事項の検証（4～5回）								

R9.4	R9.5	R9.6	R9.7	R9.8	R9.9	R9.10	R9.11	R9.12	R10.1	R10.2	R10.3
※	→										
	政策の条文に関する事項の検証（4～5回）										
		→									
			最終提言書の作成（1～2回）								
				→							
			最終提言書の提出								